交通安全かわら版

～アルコール量と走行速度に数値基準～

令和８年７月
茨城県警察本部交通総務課
No. 24

令和8年7月21日(火)施行

自動車運転死傷処罰法・道路交通法の一部改正

危険運転の要件を追加・明確化

改正のポイント

● 危険運転致死傷罪の見直し

アルコールの影響で正常な運転が困難な状態 ▶ 明確化 ▶ 呼気1リットルあたりアルコール濃度0.5ミリグラム以上

進行を制御することが困難な高速度 ＋ 類型を追加 ▶ 重大な交通の危険回避が著しく困難な高速度

▼ 明確化

一般道路（制限速度60km/h以下）	制限速度を **50km/h超過**
高速道路など（制限速度60km/h超）	制限速度を **60km/h超過**

新規に追加 ▶ 殊更にタイヤを滑らせたり、浮かせたりして、進行制御が困難な状態で走行

● 酒酔い運転の見直し

アルコールの影響で正常な運転が困難な状態 ▶ 明確化 ▶ 呼気1リットルあたりアルコール濃度0.5ミリグラム以上

※　基準値未満でも該当する場合があります。